

平成29年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(環境省29-29)

別紙1

<p>施策名</p>	<p>目標6-2 環境リスクの管理</p>										<p>担当部局名</p>	<p>環境保健部 環境安全課 環境リスク評価室 化学物質審査室</p>	<p>作成責任者名 (※記入は任意)</p>	<p>環境安全課長 瀧口 博明 環境リスク評価室長 笠松 淳也 化学物質審査室長 新田 晃</p>
<p>施策の概要</p>	<p>化学物質審査規制法(以下「化審法」という。)に基づく化学物質のリスク評価を着実に進めるとともに、化学物質排出把握管理促進法(以下「化管法」という。)に基づくPRTRデータを円滑に集計・公表、活用することにより、PRTRデータ等を活用したリスクコミュニケーションの推進を図り、もって環境リスクを低減し、人の健康の保護及び生態系の保全を図る。また、化学物質の環境リスクに係る国民の理解を深める。</p>										<p>政策体系上の位置付け</p>	<p>6. 化学物質対策の推進</p>		
<p>達成すべき目標</p>	<p>化審法に基づき、段階的なリスク評価を実施し、化学物質のリスク管理の推進を図る。化管法のPRTR制度に基づき、事業者による自主的な化学物質管理を促進するとともに、対象物質の排出状況等及び化学物質の環境リスクに関する国民の理解を深める。</p>					<p>目標設定の考え方・根拠</p>	<p>化審法、化審法の一部を改正する法律案に対する附帯決議、化管法、化管法に基づくPRTR制度</p>		<p>政策評価実施予定時期</p>	<p>平成30年8月</p>				
<p>測定指標</p>	<p>基準値</p>		<p>目標値</p>		<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>						<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>			
<p>1 化審法に基づくスクリーニング評価において生態毒性に関する有害性クラスを付与した物質数(累積)</p>	<p>37物質</p>	<p>23年度</p>	<p>517物質</p>	<p>32年度</p>	<p>25年度 150</p>	<p>26年度 200</p>	<p>27年度 250</p>	<p>28年度 300</p>	<p>29年度 350</p>	<p>30年度 400</p>	<p>31年度 450</p>	<p>化審法においては、スクリーニング評価を行い、優先評価化学物質を指定をした上で、段階的にリスク評価を行う体系となっている。スクリーニング評価の対象となる一般化学物質のうち、全国合計排出量10t超の物質で有害性情報の得られるものについて、平成32年度までにスクリーニング評価における生態毒性に関する有害性評価を終了する。</p>		
<p>2 有害性評価困難な化学物質の試験法の開発を実施及び国際機関に対する試験法標準化のためのデータ提供</p>	<p>基準 試験法の調査・検討</p>		<p>目標 標準化のためのデータ提供</p>		<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>						<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>			
<p>25年度</p>	<p>25年度</p>	<p>32年度</p>	<p>32年度</p>	<p>25年度 -</p>	<p>26年度 -</p>	<p>27年度 試験法案の作成</p>	<p>28年度 課題抽出、試験法案の検討</p>	<p>29年度 課題への対応の検討、試験法案の改善</p>	<p>30年度 課題への対応の検討、試験法案の検証</p>	<p>31年度 試験法案の取りまとめ</p>	<p>化審法のリスク評価を加速化するため、既存の試験法では対応できない有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について、新たな試験法の開発が必要であるため。※なお、経済協力開発機構(OECD)の国際会議等での議論や他国の動向も踏まえつつ、必要に応じ測定指標を見直す。</p>			
<p>3 「化学物質の人へのばく露量調査」の進捗状況</p>	<p>基準 -</p>		<p>目標 -</p>		<p>施策の進捗状況(目標) 施策の進捗状況(実績)</p>						<p>測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠</p>			
<p>24年度</p>	<p>24年度</p>	<p>24年度</p>	<p>24年度</p>	<p>24年度 -</p>	<p>25年度 -</p>	<p>26年度 -</p>	<p>27年度 -</p>	<p>28年度 -</p>	<p>29年度 過年度データの解析の実施・次期調査計画の見直し</p>	<p>30年度 「人へのばく露量調査」の実施</p>	<p>・化学物質の日本人の体内中の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得ることが目標であることから、調査の進捗を測定指標として選定。</p>			
<p>4 化管法第一種指定化学物質の届出排出量(トン)</p>	<p>基準値 -</p>		<p>目標値 届出排出量を前年度以下とする</p>		<p>年度ごとの目標値 年度ごとの実績値</p>						<p>測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠</p>			
<p>22年度</p>	<p>22年度</p>	<p>28年度</p>	<p>28年度</p>	<p>22年度 -</p>	<p>23年度 -</p>	<p>24年度 -</p>	<p>25年度 -</p>	<p>26年度 -</p>	<p>27年度 159,021</p>	<p>28年度 154,176</p>	<p>化管法に基づくPRTR制度において、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進の結果としての対象化学物質(第一種指定化学物質)の届出排出量を指標として設定した。ここで、排出は最小化させることが望ましいため、現状を維持する水準として前年度の実績を下回ることを目安として設定した。但し、総排出量と環境リスクは必ずしも一致しないため、この点を踏まえた指標・目標値の設定は今後の課題である。</p>			

達成手段 (開始年度)	予算額計(執行額)			当初予算額 29年度	関連する 指標	達成手段の概要等	平成29年 行政事業レビュー 事業番号
	26年度	27年度	28年度				
化学物質の審査及び製造 (1)等の規制に関する法律施行経費(平成16年度)	313 (297)	283 (272)	262 (252)	298	1	<p><達成手段の概要> 事業者から提出された製造・輸入数量や毒性試験データ等の資料に加え、届出物質・類似物質等に係る国内外の知見や生態影響に係る専門家の意見を踏まえて分析し、必要な資料を取りまとめて化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を厚生労働省(人への毒性)及び経済産業省(製造・輸入数量)と共同で実施する。</p> <p><達成手段の目標(29年度)> 全ての一般化学物質等を対象に、化審法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価を実施する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化審法に基づくスクリーニング評価の作業により、化学物質の有害性クラスが付与される。</p>	249
化学物質緊急安全点検調 (2)査費 (平成25年度)	192 (178)	218 (201)	223 (222)	223	2	<p><達成手段の概要> 既存の試験法では有害性評価が困難な物質(難水溶性等)について試験法の検討・開発等により、化審法に基づくスクリーニング評価・リスク評価を加速化する。</p> <p><達成手段の目標(29年度)> 有害性評価が困難な物質の生態毒性試験法や評価手法等の検討を進める。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業により開発された試験法や評価手法等を用い、化審法のリスク評価を加速化するとともに、国際機関に対して試験法の標準化のためのデータを提供する。</p>	250
化学物質の人へのばく露 (3)総合調査事業費 (平成10年度)	105 (93)	105 (96)	94 (95)	94	3	<p><達成手段の概要> 人体中の化学物質モニタリング調査のデータを継続的に収集・解析する。</p> <p><達成手段の目標(29年度)> 過年度データの解析を実施するとともに、次期調査計画の見直しのための検討を行う。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 化学物質の日本人の体内中の蓄積状況を継続的に把握し、環境リスク評価及び化学物質管理のための基礎情報を得る。</p>	298
PRTR制度運用・データ活 (4)用事業 (平成11年度)	101 (99)	122 (124)	130 (127)	150	4.5	<p><達成手段の概要> 化審法第5条に基づき事業者から届け出られるPRTRデータの円滑な集計・公表を行い、環境リスクの理解に有用な情報を提供するほか、PRTRデータを環境リスクの管理やリスクコミュニケーションなどに幅広く活用する。</p> <p><施策の達成すべき目標(測定指標)への寄与の内容> 本事業において、化管法見直しに必要な情報収集・整備を行う。また、本事業において化学物質アドバイザー制度を適切に実施する。</p>	248
施策の予算額・執行額	711 (667)	728 (693)	709 (696)	765	施策に関する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		